

## 「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」開催要領

## 1 趣旨・目的

先般、外ぼう障害に係る等級認定が争われた行政事件訴訟において、外ぼうの著しい醜状に関する男女の障害等級に5等級の差を設けていることは、憲法第14条第1項に違反するとした地裁判決が確定した。

このため、本判決の趣旨を踏まえた外ぼう障害に係る障害等級の見直しについて、専門的な見地からの検討を行うため、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、労働者災害補償保険法等に精通した専門家に参集を求め、外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する検討を行うこととする。

## 2 主な検討事項

- (1) 男女差を解消する方向での障害等級設定の在り方
- (2) 男女差を維持すべきやむを得ない事情の存否
- (3) その他

## 3 参集者

- (1) 本検討会は、別紙の法律専門家等を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長を置き、本検討会を総括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。

## 4 その他

- (1) 検討会は公開を原則とするが、個別症例を取り扱う場合には非公開とする。
- (2) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課業務係において行う。

附則 本要領は、平成22年7月21日から施行する。

(別紙)

「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」

参集者名簿 (五〇音順)

氏名	所属・役職
いゆで 岩出 誠	ロア・ユナイテッド法律事務所 弁護士
おがの 小賀野 晶一	千葉大学大学院専門法務研究科 教授
たけ 嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科 准教授
松島 正浩	東邦大学 名誉教授
山口 浩一郎	上智大学 名誉教授